

第2節 保険会社に対する監督上の措置の見直し（資料10-2-1参照）

保険会社の財務の状況を的確に把握し、その健全性の確保を図るとともに、そうした財務の状況をより適切に保険契約者等に対してディスクローズする観点から、今般、保険会社に対する監督上の措置の見直しとして平成13年3月30日付で保険業法施行規則、告示及びガイドライン等について所要の改正を行った。

具体的な内容は以下のとおり。

（1） ソルベンシー・マージン基準の見直し

- ① 保険会社に対する時価会計の導入も踏まえ、有価証券の評価損益を幅広くソルベンシー・マージン（分子）に反映（従来は上場株式の含み損益のみ反映）
- ② 価格変動リスク及び信用リスク等の対象価額を取得価額から時価評価額に変更
- ③ 価格変動リスクの対象に国内債券を追加
- ④ ソルベンシー・マージン（分子）に算入する「将来利益」の額を従来の2分の1に制限
- ⑤ 子会社等に該当する銀行等との劣後債等の意図的保有を否認

（2） ディスクロージャーの充実

- ① 保険会社の基礎的な収益の状況を示す指標（「基礎利益」）の創設
- ② 保険会社がディスクロージャー用の簡易な資料等を作成する際に、一部の都合の良い指標のみを恣意的に記載することを防止

（3） モニタリングの強化

- ① 保険会社の市場リスク、信用リスク、流動性リスクの状況等に係る報告の充実
- ② 各年度9月末のソルベンシー・マージン比率等の徴求
- ③ 決算見込み計数の徴求